

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条に基づく実施状況の開示について(平成22年6月末時点)

平成22年8月16日
株式会社 新銀行東京

平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」といいます)第7条の「実施状況の開示」(法律で定められた開示)について、平成22年6月末における金融円滑化法 第4条に基づく措置の実施状況を公表致します。

尚、当行は住宅資金のお取扱を行っておりませんので、金融円滑化法 第5条に基づき公表する債権はございません。

(表 1) 貸付けの条件変更等の申込を受けた貸付債権の件数・金額(お客様が中小企業者である場合)

(単位:件・百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	94	555	354	2,440	629	4,281										
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	82	467	304	2,088	544	3,688										
うち実行に係る貸付債権	3	57	146	1,085	400	2,750										
うち信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0										
うち謝絶に係る貸付債権	0	0	12	69	注) 41	274										
うち信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0										
うち審査中に係る貸付債権	79	410	129	879	80	585										
うち取下げに係る貸付債権	0	0	17	55	23	77										
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	12	87	50	352	85	592										
うち実行に係る貸付債権	0	0	23	162	51	341										
うち謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	5	87										
うち信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0										
うち審査中に係る貸付債権	12	87	24	173	23	133										
うち取下げに係る貸付債権	0	0	3	17	6	30										

注) 平成22年6月末時点の謝絶に係る貸付債権額には、申込後3ヶ月経過を理由とする謝絶(みなし謝絶)が含まれております(うち15件 135百万円については平成22年6月末時点で、実行済または契約手続き済)。

(表 2) 貸付けの条件変更等の申込を受けた貸付債権の件数・金額(お客様が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(単位:件・百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末		平成23年3月末		平成23年6月末		平成23年9月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係るお客様のうち他の金融機関に対しても法施行日以降に貸付けの条件変更等の申込が行なわれたことを確認することができたお客様から、貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権	68	400	262	1,896	480	3,358										
うち実行に係る貸付債権	3	57	135	991	370	2,571										
うち信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0										
うち謝絶に係る貸付債権	0	0	7	45	28	203										
うち他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	10	87										
うち審査中に係る貸付債権	65	342	114	828	73	551										
うち取下げに係る貸付債権	0	0	6	30	9	32										

注1) 件数・金額は、法施行日(平成21年12月4日)から上記基準時点までの累計です。件数は債権単位、金額は申し込み時点の債権額です。

注2) 「中小企業者」には、一般事業を行なう個人のお客様も含まれます。

注3) 金額については百万円単位未満は切捨てしております。

当行の貸付条件変更に対する取組みについて

当行では、中小企業をはじめとするお客様の経営改善のご支援をさせていただくべく、金融円滑化法が施行された平成21年12月4日以前より、貸付条件の変更等について柔軟な対応を行って参りました。当行とお取引させていただいているお客様のみならず、当行が債務保証させていただいている提携金融機関のお客様からのご要望にも柔軟に対応させていただいております。

当行がこれまで取り組んで参りました「貸付条件の変更等」の取扱実績は、以下の通りでございます。

(単位: 件・百万円)

	開示対象債権 ※1		開示対象外債権 ※2						総計	
	貸出債権 ※3 法施行後の受付分 (平成21年12月4日以降)		計		うち貸出債権 法施行前受付分 (平成21年12月3日以前)		うち新保証 ※4			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成19年3月末以前	-	-	37	431	4	78	33	353	37	431
平成19年4月～ 平成20年3月末	-	-	347	3,503	150	1,460	197	2,043	347	3,503
平成20年4月～ 平成21年3月末	-	-	825	6,887	455	3,592	370	3,295	825	6,887
平成21年4月～ 平成22年3月末	169	1,247	1,380	10,698	544	4,485	836	6,213	1,549	11,945
平成22年4月～ 平成22年6月末	282	1,844	314	1,613	19	81	295	1,532	596	3,457
計	451	3,091	2,903	23,132	1,172	9,696	1,731	13,436	3,354	26,223

- 平成22年6月末までに「貸付条件の変更等」を行った件数及び金額の総数です。
- 平成21年4月以降は、同じお客様による複数回の「貸付条件の変更等」も実績として件数、金額にそれぞれ1件として計上しております。
- 新保証については当行が「条件変更を承認」した時点の集計です。
- 当行における独自の調査に基づくデータです。

- ※1 開示対象債権(金融円滑化法施行後の受付分)は、法第7条に基づく実施状況の開示(表 1)と一致しております。
- ※2 開示対象外債権(法施行以前の受付分及び新保証)は、法第7条に基づく実施状況の開示対象外の取扱分です。
- ※3 貸出債権とは当行と直接ご融資のお取引を行なっているお客様に対する債権をいいます。
- ※4 新保証とは提携金融機関のご融資を当行が保証させていただいているお客様に対する債権をいいます。